広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月一日

広島県知事　湯　﨑　英　彦

広島県規則第十七号

広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

広島県地方機関の長に対する事務委任規則（昭和三十九年広島県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第八条第二十四号中㊸を㊹とし、㊷を㊸とし、㊶を㊷とし、㊵を㊶とし、㊴を㊵とし、㊳を㊴とし、㊲を㊳とし、㊱を㊲とし、㊰を㊱とし、㊯を㊰とし、㊮を㊯とし、㊭を㊮とし、㊬を㊭とし、㊫を㊬とし、㊪を㊫とし、㊩を㊪とし、㊨を㊩とし、㊧を㊨とし、㊦を㊧とし、㊤を㊦とし、㊣を㊤とし、㊢を㊣とし、㊡を㊢とし、㊠を㊡とし、㊟を㊠とし、㊞を㊟とし、㊝を㊞とし、㊜を㊝とし、㊛を㊜とし、㊚を㊛とし、㊙を㊚とし、㊗を㊙とし、㊖を㊗とし、㊕を㊖とし、㊔を㊕とし、㊓を㊔とし、㊒を㊓とし、㊑を㊒とし、㊐を㊑とし、㊏を㊐とし、㊎を㊏とし、㊍を㊎とし、㊌を㊍とし、㊋を㊌とし、㊊を㊋とし、㊉を㊊とし、㊈を㊉とし、㊇を㊈とし、㊆を㊇とし、㊅を㊆とし、㊄を㊅とし、㊃を㊄とし、㊂を㊃とし、㊁を㊂とし、㊀を㊁とし、㊿を㊀とし、㊾を㊿とし、㊽を㊾とし、㊼を㊽とし、㊻を㊼とし、㊺を㊻とし、㊹を㊺とし、

㈩　第五十二条の八第一項の規定による確認の取消し

㈠㈠　第五十九条の二第二項第三号イの規定による届出の受理

第八条第二十四号の三㈠中「第五条第十五号及び第十六号ロ」を「第五条第二十号及び第二十一号ロ」に改める。

第八条第三十号中㈢を㈥とし、㈣を㈧とし、㈤を㈩とし、㈥を㈫とし、㈦を㈬とし、㈧を㈭とし、㈨を㈰とし、㈩を㈱とし、㈠㈠を㈲とし、㈠㈡を㈳とし、㈠㈢の次に次のように加える。

㈠㈣　第十条第一項の規定による産業廃棄物の再生利用業の個別指定の申請の受付（広島市、呉市、福山市又は県外にのみ住所又は事務所を有し、専ら産業廃棄物を無償で引き取り、それのみの収集又は運搬を業として行う者に係るものを除く。）

㈠㈤　第十条第三項の規定による再生利用業個別指定業者の産業廃棄物の再生輸送又は再生活用の事業の範囲の変更の指定

㈠㈥　第十一条の規定による再生利用業個別指定証の交付（広島市、呉市、福山市又は県外にのみ住所又は事務所を有し、専ら産業廃棄物を無償で引き取り、それのみの収集又は運搬を業として行う者に係るものを除く。）

㈠㈦　第十二条第一項の規定による再生利用業個別指定に係る変更の届出の受付（広島市、呉市、福山市又は県外にのみ住所又は事務所を有し、専ら産業廃棄物を無償で引き取り、それのみの収集又は運搬を業として行う者に係るものを除く。）

㈠㈧　第十三条の規定による再生利用業個別指定に係る廃止の届出の受付（広島市、呉市、福山市又は県外にのみ住所又は事務所を有し、専ら産業廃棄物を無償で引き取り、それのみの収集又は運搬を業として行う者に係るものを除く。）

㈠㈨　第十四条第一項の規定による再生利用業個別指定証の書換え交付及び再交付の申請の受付（広島市、呉市、福山市又は県外にのみ住所又は事務所を有し、専ら産業廃棄物を無償で引き取り、それのみの収集又は運搬を業として行う者に係るものを除く。）

㈠㈩　第十五条において準用する第八条の規定により返納された再生利用業個別指定証の受領（広島市、呉市、福山市又は県外にのみ住所又は事務所を有し、専ら産業廃棄物を無償で引き取り、それのみの収集又は運搬を業として行う者に係るものを除く。）

第八条第三十九号中「㈧、㈨、㈩、㈠㈠、㈠㈡、㈠㈢、㈠㈣及び㈠㈤」を「㈦、㈩、㈠㈠、㈠㈢、㈠㈤、㈠㈦、㈠㈨、㈠㈩、㈡㈠、㈡㈢、㈡㈤、㈡㈦及び㈡㈨」に改める。

第十三条第二号の六中「新しい野菜産地づくり支援事業」を「新しい園芸産地づくり支援事業」に改め、同条第三号及び第四号を次のように改める。

三及び四　削除

第十三条第七号㈠(1)中「米需給調整対策事業費」を「生産調整推進対策事業費」に改め、同号㈠(5)及び(6)を削り、(7)を(5)とし、(8)を(6)とし、同号㈢中「農業産地拡大発展事業」を「広島県ＧＡＰ認証推進事業」に改め、同条第十六号中㈣を㈢とし、㈤を㈣とし、㈥を㈤とし、㈦を㈥とし、㈧を㈦とし、㈨を㈧とし、㈩を㈨とし、㈠㈠を㈩とし、㈠㈡を㈠㈠とし、㈠㈢を㈠㈡とし、㈠㈤を㈠㈢とし、㈠㈥を㈠㈤とし、㈠㈦を㈠㈥とし、

㈢を㈣とし、㈤を㈥とし、㈥を㈦とし、㈦を㈧とし、㈧を㈨とし、㈨を㈩とし、㈩を㈫とし、㈫を㈬とし、㈬を㈭とし、㈭を㈮とし、㈯を㈰とし、㈰を㈱とし、㈱を㈲とし、㈲を㈳とし、㈳を㈴とし、㈴を㈵とし、㈵を㈶とし、㈶を㈷とし、㈷を㈸とし、㈸を㈹とし、㈹を㈺とし、㈺を㈻とし、㈻を㈼とし、㈼を㈽とし、㈽を㈾とし、㈾を㈿とし、㈿の次に次のように加える。

㈦　第五十七条の九の規定による情報の提供

第十三条第十六号中㈳を㈴とし、㈴を㈵とし、㈵を㈶とし、㈶を㈷とし、㈷を㈸とし、㈸を㈹とし、㈹を㈺とし、㈺を㈻とし、㈻を㈼とし、㈼を㈽とし、㈽を㈾とし、㈾を㈿とし、㈿の次に次のように加える。

㈤　第二十九条の二第四項の規定による決算関係書類の受理

第十三条第十六号㈢中「第十八条第十六項」を「第十八条第十七項」に改め、同号㈢を㈣とし、同号㈡の次に次のように加える。

㈢　第十五条の五第二項の規定による指導、助言その他の援助

第十三条第十七号を次のように改める。

十七　土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）第五十一条の二の規定に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの

㈠　土地改良法（以下この号において「法」という。）第八十九条の二第二項において準用する法第五十二条第六項の規定による会議の招集

㈡　法第八十九条の二第三項において準用する法第五十三条の三第二項（法第五十三条の三の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による土地取得者の決定

㈢　法第八十九条の二第六項の規定による一時利用地の指定及び換地を定めない従前の土地の使用収益の停止

㈣　法第八十九条の二第七項の規定による仮清算金が支払われた土地の使用収益の停止

㈤　法第八十九条の二第九項の規定による権利者への換地処分の通知

㈥　法第八十九条の二第十項において準用する法第五十五条の規定による登記の嘱託

第十三条第三十四号中「地域森林計画編成事業補助金を除き」を「森林経営管理推進事業補助金に係るものを除き、」に改める。

第十四条第十四号の二中「畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業実施要領」を「畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領」に改める。

附則第三項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。